

## 総務文教常任委員会会議記録

- 1 日 時 令和6年12月10日(火) 午前9時55分から正午まで
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 桑原委員長、小野塚副委員長、今成、高柳、大島、中村 各委員
- 4 説明者 青柳総務部長、村田職員課長、関上地域安全課長、角田企画政策課長、  
本多財政課長  
星野教育部長、栞原教育総務課長、林学校教育課長、  
阿部スポーツ振興課長
- 5 事務局 武井事務局長、峰岸次長兼庶務係長
- 6 傍聴者 政党機関紙の庁舎内勧誘の自粛を求める群馬県民の会 2名  
読売新聞記者 1名
- 7 傍聴議員 齋藤智議員
- 8 議 事

### (1) 付託請願の審査

請願第7号 小中学校の大規模改造（空調（冷暖房設備）整備）事業の促進に関する意見書の提出を求める請願書

### (2) 陳情審査

陳情第9号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情書

### (3) 総務部各課の所管事項報告・調査事項説明

### (4) 教育部各課の所管事項報告・調査事項説明

### (5) 総務部及び教育部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換

### (6) 今後の日程について

### (7) その他

## 9 会議の概要

### (1) 付託請願の審査

○委員長 次第（1）付託請願の審査を行う。12月3日の本会議において、本委員会に付託された請願第7号「小中学校の大規模改造（空調（冷暖房設備）整備）事業の促進に関する意見書の提出を求める請願書」の審査を行う。所管である青柳総務部長、関上地域安全課長、星野教育部長、栞原教育総務課長に出席していただいているので紹介する。審査に当たり、事務局に請願趣旨等を説明させる。

（事務局 請願文書表朗読）

○委員長 請願趣旨の朗読が終わった。本件に関し、当局に参考事項等の説明を求める。まず、教育総務課長説明願う。

○教育総務課長 本請願に対し、学校施設を総括管理する観点から説明させていただく。本市では現在、小学校が11校、中学校が9校あり、このうち体育館は19施設を保有しているが、いずれの体育館も冷房等の空調設備は備えていない。文部科学省は、体育館等の学校施設は、子供たちの学習、生活の場であるとともに、地域コミュニティの拠点であり、災害時には避難所としての役割を果たすことから、国庫補助制度を活用した空調設備の整

備について、県教委を通じ、積極的に推進しているところである。また、整備に当たっては、防災担当部局との緊密な連携・協力体制の下、検討することとされている。教育総務課としては、現在、市内小中学校の統廃合について、実施計画の素案を示して地域住民との意見交換を行っているところであり、今後の学校施設整備に当たっては、統廃合の進捗にも合わせ、整備内容を含めた計画的な推進が必要と考えている。

説明は以上である。

○委員長 次に、地域安全課長説明願う。

○地域安全課長 本請願に対し防災の観点から御説明する。本市では現在45か所の避難所を指定しており、そのうち16か所が小中学校となっている。小中学校の体育館については、学校の規模にもよるが、通常で600人前後、感染症対策を考慮した場合でも200人前後の想定収容人数を見込んでいるところが多いことから、大規模災害時には大変有効な避難所であると認識している。避難所とは、災害の危険があり避難した住民等が一時的に滞在することを想定した施設であるが、近年では、避難所の環境の向上も求められる時代である。そういった意味では冷暖房設備を整えば、安定した避難所生活が送れることは間違いないと思うし、そのための財政援助が強化されれば、施設改修の可能性も高まるものと考えるが、小中学校は教育財産であるので、施設改修については、教育総務課と十分に連携を図りながら研究してまいりたいと考えている。

説明は以上である。

○委員長 説明が終わった。何か質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○委員長 ないようであれば、質疑を終了する。

それでは、各委員の意見を取りまとめる。なお、議長については、中立公正の立場を堅持する必要があるため、中村委員を除く4名の委員に意見を伺う。まず、大島委員。

○大島委員 今当局から説明があったが、国のほうで今後対応するということが閣議決定しているらしいので、ほかの11市はこの件に関して、国の流れを酌み取ってあえて請願を出さないということであると思うが、今後、線状降水帯やゲリラ豪雨等で災害がいつ起きるか分からないが、沼田市としても体育館を利用するぐらいの災害があれば大変なことであると思う。先日の一般質問でもあったが、各教室に冷暖房が入っているので、その時は対応するということがあった。ただ心配なのは、結局動かすには電力が必要であり、その時に電力障害が起きていれば使用が難しいと思う。今後どのようにするか国のほうである程度補助を出してくれるようなので、その状況を見てということではないか。災害のことであるので、できれば採択としたい気持ちもあるが、実際その辺は大変難しい問題で体育館自体を冷暖房に対応するように改修しなければならないし、その辺も大分お金もかかるわけである。そのことを考えれば、とりあえず閣議決定もしているので、国の動向を見ながらいけばいいのではないかと思う。これは大変いい請願であるが、趣旨採択で持っていければいいのではないかと思う。私は、趣旨採択でお願いしたい。

○委員長 大島委員は趣旨採択。次に、今成委員。

○今成委員 大島委員も言われたように、請願趣旨はとてもいいことであると考えますが、断熱性の改修、空調整備には莫大な費用がかかる。ただ、これから学校再編と統廃合を計画している時期なので、果たして今必要なのか、あるいは統廃合の時期だからこそ一緒に

順次検討していったほうがいいのかそこは悩むところである。例えば空調設備の整備を進めるとして19か所の体育館の優先順位はどうするのかなど、現実的に小中学校を避難所として利用する耐震性や収容能力が200人と言われたがどうなるのかなど、実際災害時に果たしてどれだけの人が学校体育館に避難するのかいろいろ検討する課題は多いと思う。この請願の趣旨で記されている1と2は既に国でやっていることでもあるし、ただ文科省のホームページや資料にもあるが、令和6年度の補正予算で新たに空調設備整備臨時特例交付金（仮称）というのを設ける予定と掲載されているが、多分この交付金では、沼田市の財政状況を考えると少ないのではないかと思う一方、いろいろ調べたところ別の制度で令和6年度から対象事業が拡充された総務省のホームページで緊急防災減災事業債という地方債が学校体育館の空調設備設置にも利用可能ということであり、充当率が100%、元利償還金に対する地方交付税措置率が最大70%という財政措置であるため、これを使えば財政負担を軽減しながら設備整備を進められるのではないかとも思った。ちなみにこの事業期間が令和7年度までという期限が設けられているが、期限が延長予定とのこともあり、この2つの制度は別々の制度であるが、避難所機能を持つ学校体育館と、そうではないほかの学校施設、その目的や活用方法に応じて使い分けることもできるのではないかと考え以上のことから、これから学校統廃合が計画されて課題も多いが、この総務省の地方債活用事業には学校施設や避難所の空調設備整備が含まれており、学校施設の防災機能強化に関連する提案は対象となる可能性が高く、地方債を活用することで財政負担軽減も図れることから、私は国に対して意見書を提出する請願内容は説得力を持つため、採択でお願いしたい。

○委員長 今成委員は採択。次に、高柳委員。

○高柳委員 ひょっとするともう来年度予算に反映されているかもしれないというふうに察するぐらい、こんなに資料をいただいたので、私は財政力が厳しい沼田市にあっても幾らかの予算措置はもうされているのではないかというぐらいのものである。加速していただきたいと文科省から来ているわけで、10年で今18.9%なので、この先10年間で95%にするのは私はそんなに難しいことではないと思っている。ただ、沼田市はそれだけではなくて、学校給食の無償化や文化財の問題であるとか、莫大なお金を使うところが多いので、この趣旨はまだやろうとしていない地方自治体に国が加速させるように指導しろという文章であると思う。私はそうではなくて、国が出せないからやりたくてもできないので、沼田市にとってみると私は国へ意見書を上げる必要ではなくて、請願の趣旨はよく分かっているので国に加速化させてくれという、むしろ意見書を上げてもらいたいぐらいで、自覚がないので国から沼田市に対して指導や説明を十分しろというのは既にされている。加速化していただきたいと国は言っているのだから、国も出すに決まっている。出さないのであれば国が悪いのだから、遅れているところに説明しろという趣旨は、私は意味がよく分からない。ただ、大変であるということは分かっているし、市としても一生懸命やろうとしているので趣旨採択でお願いしたい。国に意見書を上げる必要はないと思う。

○委員長 高柳委員は趣旨採択。次に、副委員長。

○副委員長 私は災害時の避難所の整備というのは非常に重要なことであると考えている。ただ、エアコンで体育館を冷やすということは性能的にも電力的にも負担が大きく、国と自治体の負担割合など慎重な調査が必要と考える。体育館の断熱性能では冷房を多分生かす

ことはできずに、その改修工事をする事自体のコストのほうが大きくかかるものであろうと推測し、これは建て替えに近いぐらいお金がかかってしまうものと考えている。避難所の体育館に冷房を導入する目的についてであるが、こちらも大事なことであると思うが、順序的にはまず体育の授業の熱中症対策として導入するほうが望ましいと私は考えている。このような中、国のほうでも導入を進めるという情報が出ているので本請願を上げる必要はないものと考えている。また災害時に電力が使える前提の本請願については、いささか災害というものに対して安易かと考えるし、お金がかかるハード面よりも、夏場の避難所の変更やクールシェア避難所などソフト面でのお金のかからない方法も検討すべきであると考え、本請願については趣旨採択でお願いしたい。

○委員長 小野塚副委員長は趣旨採択。

意見をまとめる。趣旨採択が3名、採択が1名ということで、趣旨採択が過半数であったので本委員会としては、本件について趣旨採択すべきものと決定することよろしいか。

(「はい」呼ぶ声あり)

○委員長 それでは請願第7号、小中学校の大規模改造(空調(冷暖房設備)整備)事業の促進に関する意見書の提出を求める請願書については、過半数で趣旨採択すべきものと決定した。

以上で付託された請願審査を終了する。

なお、委員長報告の確認については常任委員会閉会后、報告案を作成次第確認を願う。以上で付託請願審査を終了する。休憩する。

(休憩 午前10時15分から午前10時18分)

## (2) 陳情審査

○委員長 休憩前に引き続き会議を開く。次に(2)陳情審査を行う。11月18日に議長から、本委員会に送付された陳情第9号「政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情書」の審査を行う。所管である青柳総務部長、村田職員課長、本多財政課長に出席いただいているので紹介させていただく。

それでは、審査に当たり、事務局に陳情書を朗読させる。

(事務局 陳情書の朗読)

○事務局の朗読が終わった。休憩する。

(休憩 午前10時26分から午前10時32分)

○委員長 休憩前に引き続き会議を開く。本件に関し参考事項等の説明を求める。まず、職員課長説明願う。

○職員課長 それでは本市のハラスメントへの対応状況について御説明を申し上げ、職員課からの参考事項等の説明とさせていただきます。ハラスメントへの対応については、沼田市職員のハラスメントの防止等に関する規定に基づき対応を図っているところであるが、具体的には、ハラスメント防止マニュアルというものを策定し、どういうことがハラスメントに当たるのか、ハラスメントを受けてしまったらどうするか、あるいはハラスメントをなくすために留意することなどを示し職員への周知を図っている。その上で実際のハラスメントへの対応としては、職員課に相談窓口を設け、職員からの相談に応じている。マニ

ュアルについては他の行政機関の職員からハラスメントを受けたとされる場合、行為者とされる職員の任命権者に対し調査を要請するとともに必要に応じて指導等の対応を行うよう求めること、他の任命権者から同様の調査や対応を求められた場合には、必要な協力を行うことなど組織としての対応も定めている。職員一人一人がハラスメントを正しく理解し、自ら行為者とならないことはもちろん職場全体でハラスメント行為を発生させない環境づくりに取り組んでいるところである。

説明は以上である。

○委員長 次に、財政課長説明願う。

○財政課長 財政課からは、沼田市庁舎管理規則について説明申し上げる。当該規則は、庁舎における秩序の維持に関し必要な事項を定め、公務の正常かつ円滑な執行を確保することを目的としており、第9条において許可を必要とする行為を規定している。対象となる行為の中に、物品の販売、宣伝、勧誘または寄附の募集、その他これらに類する行為が含まれている。

財政課からは以上である。

○委員長 説明が終わった。何か質疑はあるか。大島委員。

○大島委員 ハラスメントの対象について職員課長から説明があったが、相談窓口を設けているということであるが、それに対して渋川市は実際は7割ぐらいが心理的に圧力があつたと感じているということだが、沼田市の場合はどうであるか。相談件数は把握していないか。

○職員課長 相談窓口において、こういった件での相談は受けていない。

○大島委員 渋川市では課長以上の9割の人が、しょうがないからとみんなが取っているのだと思うが、沼田市の場合はその数字は出ているのか。

○職員課長 数字は把握していない。

○大島委員 沼田市の課長以上というか、部課長を含め、職員も全然そういう圧力も感じないし、関心がないということか、政党の新聞では全然関心がないように捉える。ほかの市は関心を持ってこれで受けているかと思うが、沼田市であっても庁舎管理規則等があつて、物を販売する場合は、例えば障害の人が1階でパンなどを売りに来るのはいいとしても、どのようなものを実際許可をする対象としているのか、その辺を聞きたい。

○財政課長 庁舎管理規則に規定している物品の販売についてであるが、担当課としては物品の販売とは不特定多数の者を対象に専ら営利を目的として行うものと解釈をしている。

○委員長 ほかに。

○副委員長 職員課長に先ほどの相談窓口についてであるが、窓口の対応者としては、第三者もしくは中立な方がいるのか教えていただきたい。

○職員課長 先ほどの御説明で申し上げたハラスメントの防止等に関する規程の中に、相談対応者ということで職員課長と職員課の職員が対応者と定めている。

○副委員長 私も過去そういった仕事をした経験上の話であるが、恐らく異動でいろいろあるので、なかなか言いづらいというような組織になっていないか、現状について教えていただきたい。

○職員課長 それぞれの所属で所属長宛にそのような相談をするということは、日々職場で顔を合わせる関係もあるので難しい部分が出てくる可能性があるかと理解している。普

段の職場から離れたところで、職員課のほうで窓口を設けて対応するというので、自分の所属する職場以外で相談ができるということで、中立的な立場として職員課が対応している。

○委員長 ほかに。高柳委員。

○高柳委員 市では職員やあるいは一般市民からの声を聞く仕組みとして目安箱であるとか、それから職員は仕事のことで、あるいは昇格、昇任、異動のことで面接を何回か行っているというふうに把握している。その際でもそういった問題というのは話題に出ていないのか、あるいはそういったところを充実させる意思があるのか伺いたい。

○職員課長 職員の面談等については、人事考課制度等もあるので定期的に、あるいは随時ということで充実してきているものと認識している。そういったところで職員との接点が増えており個別面談により不安なことなどもすくい上げやすくなってきているかと思っている。今で十分ということではないかもしれないので、さらに充実させながら職員への対応については図っていききたいと思っている。

○高柳議員 もう1つは今問題になっているカスタマーハラスメントの問題で、職員が対応するときに、自治体によっては苗字だけのネームプレートに変えたなどそういった問題もある。お客様からの圧力というのか、そういったところに対する対応は、市ではどのようなことを実施しているのか伺いたい。

○職員課長 ハラスメントの防止マニュアル等については、主に内部的な関係、一部他自治体と思っているが、いわゆるカスタマーハラスメントについては、行政対象暴力というのか、そちらのほうの対応ということで、対応方針を先日改定をさせていただいて、組織として職員個人が負担を負わないように、組織として対応できるような形でやっていこうということで職員に周知を図っているところである。これについても、職員が過度な負担にならないように注意を払っていききたいと思っている。

○高柳委員 最近ではいろいろな問題が出ており、ある県の問題でも選挙等に大きく取り上げられたが、公益通報制度が歪められたという問題も逆に出てきたりしているが、その辺に対する対応については、現在どのように考えているのか。また、実際この件でアンケートしたときの労力についてはどのようにお考えか、2点お聞かせいただきたい。

○職員課長 公益通報制度については取扱窓口が、職員課ではなく総務課の窓口になっているので私のほうから詳しく説明は難しいが、それについても特にその歪められたというようなことは、私としてはそのような認識は持っていない。それから、もう一点の調査に対する労力という点については、調査自体は職員共通のシステムがあり、そういったものを使用して紙ベースではなくシステム上で調査等をすることも可能であるので膨大な労力がかかるかと言われれば、そういったことはないと考えている。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○委員長 なければ質疑を終了する。それでは、各委員の意見を取りまとめる。なお、先ほどと同様に、議長については、中立公正の立場を堅持する必要があるため、中村委員を除く4名の委員に意見を伺う。まず、大島委員。

○大島委員 この問題は、パワハラなどがあるとはいけないが、そのような事案があった際には適切な処置をしていただきたいということで、現時点では、ハラスメントといった

意見もないということなので、他市を見るとみんな陳情であり各党派や委員に陳情書の写しを配ったということであり、私はこれは陳情であるので、趣旨採択でお願いします。

○委員長 大島委員は趣旨採択。次に、今成委員。

○今成委員 例えばあまりにもしつこい勧誘とか宗教的な勧誘というのは、相手が望まないシチュエーションでの無理強いというのは、とてもよくないことでハラスメントに値すると思うのだが、常識の範囲内で当人同士が納得していればいいことだと思っている。ハラスメントと受け取るかどうかは、個人差があることでハラスメントの定義としてはとても難しい問題だと思う。あえて取り上げ審議することなのかどうか分からないが、難しい問題なので、沼田市としては、現状職員課の窓口で相談を受けている件数はないということであるが、確かにハラスメントというのは、御本人から切り出しにくい種類の心理的な圧力だと思うので、相談を受けていないというのも実は言い出しにくく内に秘めている人もいると思う。実際にハラスメントを沼田市が受けているのかという実態について、今私も当局から知ったのだが、まずは言い出しにくいというこのハラスメントという心理的圧力を、実態調査を行うかどうかというのがまずは先だと思う。その実態調査に関しては、今システム上の調査でさほど労力は要しないとのことであったので、実態調査を行うのはいいと思うが、この陳情自体に関しては、本当にハラスメントの定義というのが難しいので、私も趣旨採択でお願いしたい。

○委員長 今成委員は趣旨採択。次に、高柳委員。

○高柳委員 先ほど質疑で申し上げたが、様々な取組の中でその職員の意思やいろいろな問題を確認して、現状のシステムの中では把握していないということであるから、もう重要な問題なので、いろいろな問題と併せて調査をするときには、ぜひしていただいて、いろいろな問題を機関紙にこだわらず、相対的に職員の心理状態についてしっかり把握ができるシステムをこれから構築していただきたいということを申し上げて、趣旨採択でお願いしたいと思う。

○委員長 高柳議員は趣旨採択。次に、副委員長。

○副委員長、私はいかなるハラスメントも絶対に許すことができない行為だと考えている。現在の庁内ルールにのっとり様々な営業ができるのであればルールどおりに運用すればよいという考えも持っている。職員が不要なものであるのであれば、いらないと断ることだけのことであり、購入しなければ仕事に支障が出るという考えでいるのならば、結果はよい方向に行くはずがないので、その考えは沼田市の職員には持っていただきたくない。ただし、例えば議員が当局のデスク域に行き現金を受け渡していることは、市民目線では完全に疑念の目が向く、さらに情報の漏洩やセキュリティの面からも、現在ではありえないことであると考えている。私たち市議会議員は特別職の公務員であることから、職務上の地位というものが職員との間では、ハラスメントが該当してしまう立ち位置にあるということ認識しなければならないと考えている。その中で、やはりルールをしっかりと守るには、ルールをしっかりと勉強して皆が共有していかなければならないと考えているし、もしそれで不備があるのであればそのルールを適正に見直して、磨きあって、守り合っていくことが必要であると思う。ただし、現在の沼田市及び沼田市議会についてもハラスメントの防止については、完全ではないと考えている。今後調査していく必要もあるかと考えているので、現状では趣旨採択とさせていただきたいと考えている。

○委員長 副委員長は趣旨採択。

意見をまとめる。全員が趣旨採択ということであるので、本委員会としては、趣旨採択ということで決定することによろしいか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

○委員長 それでは陳情第9号政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情書については、全会一致で趣旨採択すべきものと決定した。

以上で送付された陳情審査を終了する。

○委員長 それでは、以上で陳情審査を終了する。休憩する。

(休憩 午前10時51分から午前10時57分まで)

(陳情者、当局退席)

### (3) 総務部各課の所管事項報告・調査事項説明

○委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

それでは、次第(3) 総務部各課の所管事項報告・調査事項説明を行う。地域安全課の所管に係る事項について説明願う。地域安全課長。

(関上地域安全課長 説明)

#### ア 地域安全課

##### ・報告事項

- 1 沼田市消防団歳末特別警戒について
- 2 沼田市八職工防火協会歳末特別警戒について
- 3 沼田市消防団出初式について
- 4 沼田市交通指導隊初点検について

○地域安全課長 地域安全課の報告事項について説明する。

まず、1「沼田市消防団歳末特別警戒について」であるが、歳末は多忙により市民の注意力が散漫になることに加え、火気の使用機会も増えることから、12月26日(木)から28日(土)の3日間、午後8時から10時までの間、市内各部において消防車両により赤色回転灯と警鐘を鳴らしながら巡視し特別警戒を実施する。なお、初日の26日は市長、副市長、警察署長、消防委員等により、歳末特別警戒に対する激励巡視も行う。

次に、2「沼田市八職工防火協会歳末特別警戒について」であるが、消防団の特別警戒に先駆けて25日(水)午後7時から1時間程度、徒歩により市内を巡視し特別警戒を実施する。

次に、3「消防団出初式について」であるが、新年を迎えるに当たり、団員の士気の高揚を図る目的で、1月12日(日)午前9時30分から沼田小学校屋内運動場において式典を行う。所管の委員の皆様をはじめ市議の皆様には御来賓として御出席賜りたく、既に案内を通知させていただいているがよろしくお願ひしたい。

次に、4「交通指導隊初点検について」であるが、消防団出初式と同日となるが、午前10時45分からテラス沼田5階の議場において、交通指導隊の装備、姿勢服装等の点検を行

う。

次に、項目出しはしていないが、火災、交通事故の発生状況について、参考に報告させていただく。まず、今年の火災発生状況であるが、12月10日現在で9件の火災が発生している。前年が25件と多かったこともあるが、比較すると約3分の1に減少している状況である。

次に、交通事故であるが、こちらは群馬県が公表している10月末日現在の数値となるが、沼田署管内の交通事故発生状況は、発生件数1,586件で、昨年より120件増加している。死者数は6人で前年比5人増加、負傷者数260人で前年比12人の減少となっている。これから年末年始で交通量も多くなる。また、空気の乾燥する時季となるので、委員の皆様も交通事故防止また火災予防に引き続き御協力いただくようお願いする。

地域安全課からは以上である。

○委員長 報告が終わった。質疑を行う。まず、報告事項1「沼田市消防団歳末特別警戒について」質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○委員長 次に、報告事項の2「沼田市八職工防火協力会歳末特別警戒について」質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○委員長 次に、報告事項3「沼田市消防団出初式について」質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○委員長 次に、報告事項4「沼田市交通指導隊初点検について」質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○委員長 記載はないが、その他の交通事故もしくは火災の発生状況について質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○委員長 なければ、以上で地域安全課を終了する。次に企画政策課の所管に係る事項について報告を願う。企画政策課長。

(角田企画政策課長 説明)

## イ 企画政策課

### ・報告事項

#### 1 第2次市政改革大綱（延長素案）及び同実施計画（延長素案）について

○企画政策課長 「第2次市政改革大綱（延長素案）及び同実施計画（延長素案）について」であるが、別冊の資料を御覧いただきたい。まず、第2次市政改革大綱であるが、現在の計画期間は本年度末をもって期間満了となる。本来であれば、新しい大綱を策定する流れとなるが、第6次総合計画が令和8年度までの計画となっており、総合計画と一体的に行政改革に取り組むべきとの判断から現行の大綱の計画期間を延長し、新しい総合計画の策定後、改めて見直しを行うこととした。

赤字部分が今回の修正箇所となるが、軽微な字句の修正と現状に即した内容の修正を行っている。また、6ページ赤字部分の計画期間について第6次総合計画の期間満了年度プ

ラス1年の令和9年度までとし、新総合計画の内容を反映できるよう期間を設定した。

次に、第2次市政改革大綱実施計画についてであるが、同じく別冊の資料を御覧いただきたい。こちらも同様に計画期間を令和9年度まで延長としている。赤字部分が修正箇所になるが、軽微な字句の修正と現状に即した内容の修正を行っている。

なお、両延長素案ともに、この後パブリックコメントを実施し、行政改革懇談会、同推進委員会及び推進本部の審議を経て、完成したものを改めて報告させていただく予定である。

企画政策課からは、以上である。

○委員長 報告が終わった。質疑を行う。報告事項1「第2次市政改革大綱（延長素案）及び同実施計画（延長素案）について」何か質疑はあるか。高柳委員。

○高柳委員 実施計画についてお伺いしたいが、8ページでペーパーレスの字句が書いてあるが、ペーパーレスやそのデジタル化に反対するものではないが、一時的に業務が増える。今のマイナンバーカードもそうであるが、そういったところに対する対応というのは具体的に考えていらっしゃるのかお伺いしたい。

○企画政策課長 一時的に業務が増えるというお話であるが、長期的に見れば市政の改革につながるということでこちらの項目を挙げさせていただいている。

○高柳委員 一時的には増えるという認識はあって、そこへの対応をしながら、長期的な節減につながるということで承知した。続いて10ページであるが、組織機構の見直しで「新たな行政課題や住民ニーズ、権限委譲等へ対応するため」と書いてあるがこれは奥が深いものと思っている。周知することはとても大事だと思うが、現時点でどのようなことを考えているのか伺いたい。

○企画政策課長 権限委譲のところでお伺いいただいたが、改正前が分権化等という言い回しであった。そこを現状に合わせて権限委譲という言い回しに変えさせていただいている。

○高柳委員 それは確認で、例えば地区などに財源と権限を与えて、市民協働をさらに充実させるために延長しているわけであるので、そういったところでの権限委譲というのは何か考えがあるのかという点と、13ページのガバメントクラウドの活用について、現時点での考えがあればお伺いしたい。

○企画政策課長 まず、権限委譲の関係であるが、市民協働の部分については、違う項目のところで触れさせていただいているが、例えば11ページ目のところと、3ページ目の一部と、2ページ目である。特段市民協働で今推進している業務の内容をここでという意味合いの項目出しではない。

次に、ガバメントクラウドの関係であるが、こちらのほうは現状ではシステムの標準化の推進を進めるということで用語の解説として入れてある。取組を進めるが、具体的にということまではこの計画ではうたっていない状況である。

○委員長 ほかに。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○委員長 なければ以上で企画政策課を終了する。

(6) 今後の日程について

○委員長 次に（６）今後の日程について、ア 次回の委員会について、事務局に説明させる。

（事務局 説明）

○委員長 説明が終わった。次回の委員会については、事務局の提案のとおりになりたいと考えるが、よろしいか。

（「はい」と呼ぶ声あり）

○委員長 それでは、そのようにしたい。以上で総務部各課の所管事項報告・調査事項説明を終了する。

（総務部 退室）

#### （４）教育部各課の所管事項報告・調査事項説明

それでは、次第（４）教育部各課の所管事項報告・調査事項説明を行う。教育総務課の所管に係る事項について説明願う。教育総務課長。

（栞原教育総務課長 説明）

#### ア 教育総務課

##### ・調査事項

##### １ 物価高騰の影響による学校給食の現状について

○教育総務課 それでは教育総務課の調査事項について説明させていただく。資料１ページを御覧いただきたい。１「物価高騰の影響による学校給食の現状について」であるが、学校給食は、学校給食法に規定する学校給食実施基準に基づき、児童生徒の成長段階に応じ、栄養内容の基準値、具体的にはエネルギー、カルシウム、ビタミンなどが示されており、本市においても、献立の作成に当たってはこれを適用した上で、多様な食品を適切に組み合わせるよう配慮しているところである。

資料２ページを御覧いただきたい。物価高騰の影響について、賄い材料費を牛乳・主食・副食等の３つに分け、直近３年間で新学校給食センター設置前の令和２年度で上段は小学生と下段は中学生で比較したものである。金額は各年度４月時点１週間当たりの金額であり、小学生の合計欄１,２６０円は１食２５２円の５日分となる。同様に、中学生の合計欄１,４１０円は１食２８２円の５日分となる。牛乳は１年間の供給契約を締結しているため単純に年度間の比較ができる。御覧のとおり、小学生で令和２年度は約２４５円だったものが、令和６年度では約３１５円まで上昇している。主食はパンを週２回、御飯を週３回として計算しており、令和２年度は炊飯されたものを各校へ届けてもらったが、新センター建設後は玄米を購入して炊飯提供していることから、令和２年度と比較すると大きく減少している。残る副食等はいわゆるおかずと調味料となり、主にこの部分でやりくりしており、また、給食内容が評価されているものと考えられる。

円グラフを見ていただくと、直近３年間は、徐々に副食等の割合が低くなってきているが、現状では工夫しながら何とかやりくりしているところである。工夫している点とし

ては、同じ栄養素を摂取できる食材の中でも、従来品ではない価格の安いものを探し求めて取り入れたり、収穫量が多く価格が安くなる旬の食材を積極的に取り入れたり、これまでは野菜の加工等を外部業者に依頼していたものを、給食センターの調理員が行うことで調達コストを下げたりしているところである。

教育総務課からは、以上である。

○委員長 説明が終わった。質疑を行う。調査事項1「物価高騰の影響による学校給食の現状について」何か質疑はあるか。高柳委員。

○高柳委員 私が調査していただきたいと発案をしたのだが、一生懸命努力をしていたらというのとはよく分かったが、主食は地元のものを使っているのに、支出が抑えられているというお話であった。だが、残念ながら米飯は週に4回でなくて3回になっていて、給食センター設立のときの議会で私が一般質問をして、4回にすると教育長が議場で述べたわけである。主食を増やしたほうが安くなるのに、どうしてその米飯の回数が3回になってしまっているのか、理由をお聞かせいただければと思う。

○教育総務課長 教育長答弁の後に、週4回に向けた検討はしており、具体的に新年度から実施できるように、関係機関と今調整しているところである。よって玄米を調達して、調達コストはそれなりに下がるというところは見込んでいるが、なにせ現在令和の米騒動というか、玄米の価格も上昇しているところであるので、給食費に直接どのように影響するかというのを今研究しているところである。一方で、玄米を週4日に増やすことで、今度は既存のパンと麺の導入の価格がそれなりに上昇するということも見込まれ、その辺の折り合いをどうつけるか検討しているところである。

○高柳委員 4回に向けて努力していただいているということは、評価をしたいと思っている。逆に増やすと小麦粉の量が少なくなるので、価格が上がってしまうのでその辺のところの差額であるとか、あとは米騒動の話が出たが、量の調達が確保できるかという問題もきっとあるのだろうと思うが、全ての問題を解決するネックになっていると思う。米飯を増やすことによって価格も下がるし安全なものが食べられ地産地消にもなるわけなので、これを増やしてどうするかをこれからの議論の軸に据えてもらいたいと考える。また、ほかの物価の上昇というのは漠然として聞いているが、表で牛乳については分かるが、副食等がどのくらい上がっていてどのくらい大変なのか分かれば、分かる範囲でお聞かせいただきたい。

○教育総務課長 調味料も胡椒であるとか、酢、砂糖、油であるとか、変わらないものもあるし、徐々に上がってきたものもある。調達コストを下げるのに、同じものを使わないとか、そういった工夫もしているところで、特定の調味料にスポットを当ててそれがどのくらい上がっているかというのは、今数字としては持ち合わせていないが、相対的に下がっていることはないということは確実なところである。

○高柳委員 令和2年から令和6年までの総額は、小学校中学校ともにもう決まっているわけである。上げられない中で物価高騰の部分を何とか議会でもって、幾らかどこかで上げたことがあったと思うが、いずれにしても総額は決まっているから給食を実施する側が必死になって苦労しているわけである。残念ながら今地元で作った米飯が、うまいという話はあまり聞かない。ということはおかずがあまり美味しくないのではないかというふう

に考える。今の説明から聞くと、せっかく主食にいいものを使って、沼田の米はうまいとか沼田の給食はいいよということに、私とすればしていただきたいわけであるが、そういう状況にないといううわさを聞いている。それなので、もう1つ検討について伺いたい。障害者の場合は障害者優先調達法というものがあり、障害者の雇用とかに通じるものについては、最優先でまず雇用調達をしてあげようではないか、障害者が作る物品とかを納入させることの一定量を増やそうというのがこの趣旨である。学校給食についても、ヨーロッパのスウェーデンでは、公がオーガニックを含めて地元から調達をするという法律を定めている。11月に第2回の全国オーガニック学校給食協議会が開かれて、茨城県のJAが有機農法にかじを切ったと、その場でJAの会長が今まで化学農薬、化学肥料などに依存していたが、時代の抵抗勢力にならないように私達も頑張るということを全国組織の中で言った。であるから私どもが覚悟を決めて、民間の皆さんにも呼びかければ、よい循環ができる時代でもあると思っている。コストカットにばかり奔走するのではなくて、行政として一定量が確保できるわけなので、その辺について逆に攻めていって、美味しい給食を調達するという考えは、現時点であるのかどうかお伺いしたい。

○教育総務課長 いただいた意見は参考にしたいところであるが、給食センターのほうとしても地元食材をなるべく取り入れるための手法を含めた工夫も日々検討しているところではあるので、今後とも御意見等を参考にさせていただければと思う。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○委員長 なければ、以上で教育総務課を終了する。次に、学校教育課の所管にかかる事項について報告を願う。学校教育課長。

(林学校教育課長 説明)

## イ 学校教育課

### ・報告事項

#### 1 沼田市通学路見守りサポートについて

○学校教育課長 報告事項1「沼田市通学路見守りサポートについて」であるが、先月の総務文教常任委員会において、「通学路、通学方法の検討」について報告したが、関連して、このたび起ち上げる新たなボランティアについて報告させていただく。

児童生徒が通う通学路の安全を確保するためには、教育委員会、市長部局、学校、保護者、警察などの関係機関、地域の方々と連携を図り、取り組むことが重要であると考えており、資料4ページになるが教育委員会が学校の役割として、安全教育の徹底やボランティア等による見守り活動、通学路の変更等を行うことで、子供の安全を確保するという役割があるので、これまで地域の皆様方には、様々な形態によるボランティアで、子供たちの見守りをお世話になっている。地域の子供は地域で守るを基本にし、それぞれの生活スタイルに合わせて、ウォーキングや散歩、買い物、通勤、花の水やり、ジョギング、配達、農作業など、何かをしながら見守りをしていただけるボランティアの仕組みである「沼田市通学路見守りサポート」を立ち上げる。

については、今月中に、このチラシを回覧板や保護者宛のメール等で周知し、ボランティアの登録や協力を呼びかけてまいりたいと考えている。具体的には、本市在住もしくは在勤の18歳以上の成人を対象とし、教育支援係や学校で受け付け、ストラップ付カードを配付

する。また、登録していただいた方はボランティア保険に加入する予定である。

本市は地理的な特徴上、学校によっては通学区域が広大であったり、山間部や河岸段丘による高低差があったりするので、交通手段や通学時間なども多様である。また、交通安全の観点だけでなく、不審者や熊などの被害防止という生活安全の観点、台風や大雪など、自然災害に対する観点からも家庭や地域と連携して安全指導を強化してまいりたいと考えている。御理解・御協力をいただきたいと思う。

学校教育課からの報告は以上である。

○委員長 報告が終わった。質疑を行う。報告事項1「沼田市通学路見守りサポートについて」質疑はあるか。副委員長。

○副委員長 このサポートであるが子供を見守るという観点で非常に大切なことだと思う。その中で今行われている沼田市の事業としてスマートウェルネスやt e n g o oのボランティアのポイントであるとか、こういったものとの連携は考えなかったのか、今後も連携をしないのか状況を教えていただきたい。

○学校教育課長 他課が取り組んでいるそれぞれの事業であるが、それとの連携については今回検討はしていない。

○副委員長 ぜひしてほしいなと思っているが、しなかった理由について教えていただきたいのと、見守りをしながらそこが危ない、ここが危ないと挙げられた意見について対応していく状態にあるのかお聞かせいただきたい。

○学校教育課長 スマートウェルネスやt e n g o oとのつながりということで検討しなかったかということであるが、まずは歩くということばかりではなくて、自分の自宅で何かをしながら、そっと見守るなど様々な形態が考えられる。特に仕事中的見守りということもあると、車の中からということもあるので、いろいろな形態がまだ分からないところもあって、検討には至らなかった。また、今後これについては効果があるのであれば、健康面ということも考えて他課にも相談しながら研究していきたいと考えている。続いてボランティアが危ない場所を見つけた場合についてであるが、これについては学校もしくは学校教育課の教育支援係のほうで情報については集約して、その都度必要なところは点検をしたりしながら対応を考えていきたいと考えている。

○副委員長 スマートウェルネス、t e n g o oのところは、事業を継続していく中で、いいねという声が上がってくるかと思うので、ぜひそういったところと連携して進めていきたいという希望をお伝えさせていただく。それから2つ目の何か意見が上がってきたときには、現地調査をしてサポートしていくということであるが、現状でも通学路の点検というのを1年に1回やっていると思うが、当然予算が教育部にはないから、それは建設部のほうでという話になってしまうと思うが、統廃合もある程度見据えているとは思っているので、直すべきというところはやはり直せる状況を教育部のほうで持っていただきたいと思うので、ぜひ上がった意見を無駄にして、何だよと言われないように、ぜひ受け取るスタイルをつくっていただきたいと思うのでよろしくお願ひしたい。

○学校教育課長 見守りの点検については年1回ということであるが、随時倒木があったりとかいろいろな御意見をいただいて、そのたびに現地調査をして関係課につなぐなど、私たちにできることは取り組んでいるところであるが、追いついていないところもあるのでその辺は努力したいと思う。

○委員長 ほかに。教育部長。

○教育部長 補足で、スマートウェルネスの関係の話があったが、本来の事業趣旨というものをきちんと意識した上で、何でもかんでもスマートウェルネスという関係ではないという部分についても御配慮いただけるとありがたいというふうに考えている。

○委員長 ほかに。大島委員。

○大島委員 見守りサポート、これは大変いいことであると思う。不審者も熊もそうだが、特に沼田市の場合は利南東小学校の通学路は非常に危険である。以前、水が出てお願いしたときにも横のつながりがうまくいっていなかったもので、その辺よく検討してもらいたい。また、心配なのは、カードを持つてのボランティアということは必要なことであるが、もし有害鳥獣で、特に熊も今あまり冬眠しない熊が多いらしいので、そういうときに、ここにあるだけでは、やはりガスの銃や、運動会で使う火薬の鉄砲を持たせるなどの対策が必要ではないか。実際に出てきたらみんな逃げてしまう。ジョギングであるとか、ついでに見てくれるというのもいいが、もしものときはそういうものを携帯させるとか、少し考えてもらいたい。そのことについてどう考えているか。

○学校教育課長 確かに利南東小学校の通学路は危ないので、学校教育課のほうで買った熊鈴や、スプレーを貸し出す準備は整っているので、必要に応じて学校と相談しながら対応してまいりたいと考えている。

○大島委員 テレビでよくやるが、鈴やラジオはもう全然効き目がないようであり、その上のものであるガス銃などでないと役に立たないらしい。その点についても一度伺いたい。

○学校教育課長 今年度、たんばら・森林（もり）の学校を立ち上げたときにも、熊の心配があったので、熊よけのスプレーを高価なものであったが、何本か買わせていただいた。幸い使わなかったのもそういったストックもあるので、必要に応じて貸し出しできるそんな体制を整えている。御承知いただきたい。

○委員長 ほかに。高柳委員。

○高柳委員 これ見守りというところがネックだと思っていて、守るのではなくて見守るので、それ以上の負担を地域の方々にさせるのはいかなものかという点で、見守りとしたのだと私は思っている。そういう点ではこれも恐縮であるが、私が一般質問をして、お年寄りの散歩の時間を少しずらせば下校時になるのではないかとということでセーフティ沼田をつくって、各地区が安全を守る会を組織し今一生懸命尽力していただいているという認識でいる。私も柳町では入っているがもう後継者がいない。他の地域ではこども安全協力の家というのがあって、何かあったら飛び込んでくださいというが、その家が空き家であるなど最近制度疲労も起きてきている。そういう意味では改めて、教育委員会として主体的にこう考えてくれたのだというふうに思っているが、今言った安全を守る会との整合性や話し合い等がスムーズにいったかかないと俺たちはもういらなくなったのかよという話にもなりかねないので、それについての考え方をお伺いしたい。

○学校教育課長 ただいまパトロールの組織がある学校が市内9校の小学校にある。その方々も実際ボランティア登録をして、県にも報告をさせていただいているところなので、この方々とも声をかけて合わせてこの見守りボランティアということで考えているところである。

○高柳委員 分かった。先ほどのスマートウェルネスと何でも一緒にしないほうがいいというのは、私も提案した側であるので分かっているが、スマートウェルネスは私は5年かかったが、やっと歩数が足りたので500円の限定カードをいただいた。何かしらの楽しみがあり、市がこういうことを軸にしながら安全についてもこうやっていったほうが効果が上がると思っている。何でもかんでもというのではなく、整合性を保って増やしていくことと、励みというのはやはり必要であると思っている。再度健康課と調整をしながら、これが倍になると2年ぐらいで500円もらえるペースになる。私は日4,000歩ぐらいなのであまり威張れないが、その辺についての考えがあればお伺いしたい。

○学校教育課長 この12月から、まずこの制度をスタートして、冬場なので外に出る地域の方も少ないかもしれないが、軌道に乗ったところで来年度また新たな仕組みと連動できるかを考えてまいりたい。

○高柳委員 最後に、ボランティアのパスポートのようなものをつくってくれるということであるが、どんな世の中でも悪用する人がいるので、それをつけて安心だといって、一緒に連れ去ってしまうなんてこともゼロではないので、それに対する考え方が1つ、それから配達をしながらということであるが、郵便局の事業者とはもう結んでいると思う。あそここの道路が埋まっていたなどの状況を通報するようにはなっているので、そこにプラスしてお子さんが危機になっているとか、危ないという通報を足すという考え方でよいのか。

○学校教育課長 まず、この安全性の確保に関わる場所であると思うが、そのようなことから登録の際には学校または教育支援係ということで窓口を絞った。そのときに運転免許証またはマイナンバーカードで必ず本人確認をするようにしている。またこのカードは番号で管理するので、誰に何番を渡したか分かるような仕組みを考えている。これが1点目である。

2点目の郵便局と関係機関との連携についてであるが、もちろん随時いろいろな危ないところについては報告をいただいているので、そういったことも連携しながら子供の安全を見守っていきたいと考えている。

○高柳委員 分かった。

○委員長 ほかに。教育部長。

○教育部長 先ほどの補足になるが、スマートウェルネス事業の趣旨、それからボランティアの趣旨をきちんと把握してという部分で声があったように思うが、決してスマートウェルネス事業に参加しないでくれということではなく、むしろ積極的に参加をしていただきたいと思うし、そことの兼ね合いの部分で歩かれるといった部分は非常に大事であると思っているのでそこも含めて御理解いただければと思う。

○委員長 ほかに。今成委員。

○今成委員 この募集対象の間口が広いのと、保護者を含めた若い世代の方に周知することもよいことだと思うが、その身分証明書などの提示のほかに、その面談など事前の対策、渡す前の対策というのは検討されているのか教えていただきたい。

○学校教育課長 まず、登録に当たっては、電子申請等を考えていない。完全に顔を合わせて登録の手続をする。学校では管理職、学校教育課では職員になると思うが、そこでお話をしながら登録をしていただくことになるので、それを面談というふうに考えている。安全性の担保はしたいと思う。

○今成委員 分かった。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○委員長 なければ以上で、学校教育課を終了する。次にスポーツ課の所管に係る事項について報告を願う。スポーツ振興課長。

(阿部スポーツ振興課長 説明)

ウ スポーツ振興課

・報告事項

- 1 利南運動公園ネーミングライツの募集について
- 2 利南運動公園野球場広告の募集について

○スポーツ振興課長 スポーツ振興課の報告事項を申し上げる。5ページを御覧いただきたい。まず、報告事項1「利南運動公園ネーミングライツの募集について」であるが、利南運動公園のネーミングライツについては、株式会社クライムとの契約を10月末をもって解約したので、令和7年4月から新しい愛称を使用するため新規スポンサーを12月2日から12月27日の期間で募集する。募集条件としては、契約期間は令和7年4月1日から5年間以上、希望金額は年額75万円以上である。募集については、12月号広報ぬまた、市ホームページに掲載のほか、市公式SNSにより周知を図っている。

次に、報告事項2「利南運動公園野球場広告の募集について」であるが、施設の有効活用を図り、企業活動の活性化を図るため、新たに利南運動公園野球場の外野ラバーフェンスに、企業名や商品名などの有料広告を掲出することとして、12月2日から1月20日までの期間で先着順による広告主を募集している。広告掲出期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日までの一年間とし、翌年度以降の更新も可とする。募集区画数は全20区画、一区画当たりの規格は縦75センチメートル、横5メートルで、掲出料金は月額6,000円である。なお、野球場は12月から3月までの4か月間は施設閉鎖期間のため年間8か月で計算し、年額では4万8,000円となる。募集については、12月号広報ぬまた、市ホームページに掲載のほか、市公式SNSにより周知を図っている。

スポーツ振興課からは、以上である。

○委員長 報告は終わった。質疑を行う。まず、報告事項1「利南運動公園ネーミングライツの募集について」質疑はあるか。高柳委員。

○高柳委員 5年がたち契約を解除したということであるが、解除した理由と、今の申込状況について、12月2日からやっているわけであるので申込みがあるのかお伺いしたい。

○スポーツ振興課長 今回契約を解約した理由であるが、契約については5年間契約ということで、令和7年3月31日までの契約期間であった。それに対して相手方の株式会社クライムから10月末をもって解約をしたいという申し出があったので、それに応じて解約をしたものである。また、現在の申込状況であるが、現状問合せ等はいただいているが、正式な申込みはまだない。休憩を願う。

○委員長 休憩する。

(休憩 午前11時43分から午前11時44分)

○委員長 休憩前に引き続き会議を開く。高柳委員。

○高柳委員 今の野球場の利用状況をお伺いして、申込みする打診を受けているところは、どこを躊躇していると思うか分かればお伺いしたい。

○スポーツ振興課長 まず、野球場の利用状況であるが、令和5年度の利用者数については、年間で1万5,292人の利用があった。利南運動公園野球場については、令和2年度から設置をしたわけであるが、令和2年、3年についてはコロナの影響があり年間5,000人ぐらいの利用であったが、令和4年度については1万2,822人ということで、年々利用者数等については増加をしている状況である。次に、問合せをしているところが申込みを躊躇している理由についてであるが、申込みにあたってはいろいろな書類等の提出が必要になるのでそちらの準備等を現在していただいているということで承知している。この後、申込みいただけるものと当課では考えている。

○高柳委員 一般質問も行ったが5年ごとに名称が変わるとするのは私はいかななものかと思っている。愛称を逆に募集すれば、スポンサーが変わっても正式名称は変わらないというふうに思っている。かねてから平和公園にさせていただきたいと考えていたので、5年ごとに名称が変わるスポーツ公園というのが、ほかに例があるのか。そのことについて検討はされたのかお伺いしたい。

○スポーツ振興課長 5年ごとに名称が変わる施設ということであるが、今回のネーミングライツについても、5年間以上の契約ということで希望を出している。また、その契約が期間が切れたところで、再度優先交渉権というものを契約している企業には与えているので、契約を継続していただければ名前が続くものであるが、もしそこで解約したいとなってしまうと高柳委員がおっしゃるように名称がそこで変わってしまうということであるが、そこは企業のアピールというか周知の場であるので、企業の企業名、商品名等の命名権を与えるものであるから、そこは企業の名前をつけるということで承知をいただければと思う。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○委員長 次に、報告事項2「利南運動公園野球場広告の募集について」質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○委員長 なければ以上でスポーツ振興課を終了する。

#### (6) 今後の日程について

○委員長 次に(6)今後の日程について、ア 次回の委員会について、事務局に説明させる。

(事務局 説明)

○委員長 説明が終わった。次回の委員会については、事務局の提案のとおりになりたいと考えるが、よろしいか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

○委員長 それでは、そのようにしたい。以上で教育部各課の所管事項報告・調査事項説明を終了する。

(教育部 退室)

(5) 総務部及び教育部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換

○委員長 次に(5) 総務部及び教育部所管事項に関する調査事項の検討及び意見交換を行う。先に総務部のほうからどうか。何かあるか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○委員長 総務部はなし。教育部について

○今成委員 時間的に可能であるならば、今月で終わる小中学校統廃合の説明会について、今日から市民向けの説明が始まるが、そこで出た質疑などの結果を聞きたい。

○委員長 調査事項ではなく報告があると思う。

○高柳委員 間違いなく報告がある。

○今成委員 それでは、結構である。

○委員長 調査事項で何かあるか。

○高柳委員 始まる前に言っていたが、私は小規模特認校を実施してもらいたい。地区への説明会に数多く出たが、行財政的な視点からすれば小規模特認校はせずに一遍に1つに統合してしまったほうがよいとの意見もある。それでは、生徒数が減っていく一方である。増やす要素がゼロになる。説明会でも先進地事例の話が出たが、意外にその学校は健闘していて市内のほかの地域から子どもが来ているということであるので、私は市内だけではなく全国から募集するべきであると考えている。小規模特認校がなければ、そういうこともできないので、小規模特認校の先進地へ視察に行ってきたい。それで1月であれば3月に決めるのだから教育委員会とも話ができるし、例えば小田原市であれば教育委員会は行っているのと同じ所を見て意見が言えるのも有効であると思っている。学校の再編に伴う先進事例について見てくるのはいかがかと思っている。

○委員長 高柳委員がおっしゃっているのは、行政調査の関係であるので、まずは、来月の調査事項を決めたい。

○高柳委員 分かった。教育部は、学校の統廃合の関係で非常に忙しい状況であるので、今回はなしでいい。

○委員長 なければなしとするが。

○高柳委員 蛇足で、広報広聴準備委員会で、子ども議会の話をもっていこうと思っていた。取手市では今年度から中学生とやっており、沼田市も教育部へ主権者教育の立場として話を持ちかけたが、やりたいが学校再編の問題で3月までは忙しくて、部長からは勘弁してもらいたいと言われている。このため広報広聴準備委員会では、3月までは学校教育課とも控えようという話になっている。私はその様な立場であるので、今回はやめたいと思っている。

○委員長 ほかの委員はどうか。1月はなしと言うことでいいか。

○大島委員 教育部で1ついいか。この間も新聞に出ていたが、玉原のリフト券を子供に配ったが沼田の小学生がどのくらい利用しているのか、県内からも遠くから来ている。肝心の地元がスキー教室がない。その辺を調査したい。

○委員長 玉原のリフト券……。

- 高柳委員 観光振興課か。
- 大島委員 教育部である。リフト券はいいが、どのくらい沼田の小中学校がスキー教室で玉原を利用しているか。学校が利用しているかどうか。県内の遠くの方からバスで来ているのに、スキー場がある沼田市は実施せずにその辺がどうなのか。卒業して大学に行ったときに地元だからスキーはできるだろうと聞かれ、やったことがないでは絵にならない。
- 委員長 調査事項としてスキー教室をやっているかどうかであると、どこもやっていないと思う。
- 高柳委員 みんなやめてしまったと思う。
- 委員長 そのような結果となってしまうが、その先を。
- 大島委員 その先を考えてもらう。遠くの東毛や西毛から来ているのに、地元が何で利用しないのか。
- 委員長 そうすると観光の要素となるが。観光振興になってしまう。
- 大島委員 学校でいいのではないか。
- 委員長 調査ができるかできないかとなるが、調べることはできると思うが、やっていない場合に、それを奥深く他校がやっているのに何でやらないのかというと、他市の状況を調べよとなる。
- 高柳委員 授業でうちはやっていない。県内各市が沼田市の玉原に、授業でどれだけ来ているか把握することができるかどうかだが。
- 大島委員 地元で金を落としてしているかどうかではなく、勉強できているかどうか。
- 高柳委員 群馬県教育委員会あたりであればひょっとしたら、授業として冬の間、館林市からスキーが珍しいから来て、逆に沼田市は子育て呑龍に行っているかもしれない。
- 委員長 スキーという言葉を出しつつ、スキーのほかに体験とするか。そういう聞き方にするか。スポーツ振興をやっているかどうか。
- 大島委員 スポーツ振興だな。
- 高柳委員 そうすると、スポーツ振興課に聞くことになる。
- 委員長 調査する場合に、スポーツ振興はやっているかということになる。
- 高柳委員 学生の、小中学生のということである。
- 大島委員 今はレンタルもあるから。
- 高柳委員 昔もレンタルもあったから分かるが。
- 大島委員 昔はあまりなかった。
- 委員長 それでは、そこは調査事項に入れる前提であるが、当局に一度相談して聞いてみることでいいか。
- 大島委員 それでいい。
- 高柳委員 それが可能なら聞けるが。可能でなければ聞けない。玉原へ聞いた方が早いのではないかと聞ければ。
- 委員長 ほかに。一度当局に聞いてみて、調べられるようであったら、それも発表してもらおうということでもいいか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

- 委員長 それでは、調査事項についてそのようにさせてもらう。

なお、この時間であるので、請願の委員長報告については、今日は無理であるので後日、

確認することによいか。

○高柳委員 お任せする。

○事務局書記 確認については、ラインワークス及びファクスで確認させてもらうのでよろしいか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○委員長 次に、視察についてである。

○高柳委員 小規模特認校でうまくいっているところを調査したい。失敗しているところは受け入れたくないと思うから。

○委員長 小規模特認校をまず視察して、当局と一緒に見てみたいということか。

○高柳委員 そのとおりである。3月に同じことを言っても違っていたりするので、大事なことであるので、100年の計のことであるから、それに合わせて僕らも同じところが見られればいだろうし、違ってもそのことの意義がやはり深まらないと、どうも財政のほうが強いので今日から説明会があるが、区長会の意見のほうが強いから、一遍にやっつしまえの意見が強くなると思う。私は残さないで減る一方だと思う。だから増える要素を見てきたい。

○委員長 これはどこか、候補先があるのか。

○高柳委員 当局が行ったのは小田原市である。それから書面かどうか分からないが、県内の伊香保、中之条、勢多東辺りの4校ぐらいの情報を、この間薄根地区コミュニティセンターで説明したときに披瀝していた。

○委員長 小田原市は見に行ったのか。

○高柳委員 小田原市は区長会の時にも言っていた。

○委員長 小田原市に行く必要はないのか。小田原市以外に行くことでいいのか。

○高柳委員 小田原市であってもいい。そうすれば話が一致するので。あの時のこれだというのが一致するので、予定している世田谷区と合わせるのであれば、一緒にできると思う。向こうが許せばそれは切り離してもいいが。

○委員長 私はいいが、同行したいということではなくて、別に教育委員会は一緒に行かなくてもいいということか。

○高柳委員 委員会で行くとなれば当局は同行する1人か2人は。

○委員長 当局としてみれば、小田原市とする場合は2度目で一緒に行こうということか。

○高柳委員 ここを感動したとか、ここが課題であると思ったというのを聞いたほうがいいのではないか。当局は嫌がるかもしれないが。

○委員長 分かった。ここは確認させてもらう。

○高柳委員 お願いする。

○委員長 ほかはいいか。あちこちになると無理だと思うので、小田原市に絞らせてもらって、ほかに気になれば調べるが。ほかによろしいか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○委員長 それでは、以上で委員会を終了する。

(終了 正午)